

# 小山町スポーツ振興基本計画



令和4年3月  
小山町・小山町教育委員会

# 目次

第1章	はじめに	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画におけるスポーツの定義	2
5	計画策定にあたって	3
6	小山町の概況	5
第2章	基本的な考え方	8
1	基本理念	8
2	目指す将来像（基本目標）	9
3	基本方針	10
4	施策の視点	13
5	施策の体系	14
6	「持続可能な開発目標（SDGs）」と小山町スポーツ振興基本計画	15
第3章	施策の展開	16
1	基本方針1 運動やスポーツを通じた健康の保持増進	17
2	基本方針2 スポーツ活動を支える活動づくり	22
3	基本方針3 スポーツ活動を楽しむ環境づくり	26
第4章	推進体制	35
1	各主体の役割	35
2	計画の推進体制	35
3	進行管理	36
4	小山町スポーツ振興審議会	36
参考資料		37
1	アンケート調査結果	37
2	法令、計画等	42
3	小山町のスポーツ関連施設	50
4	用語解説	52

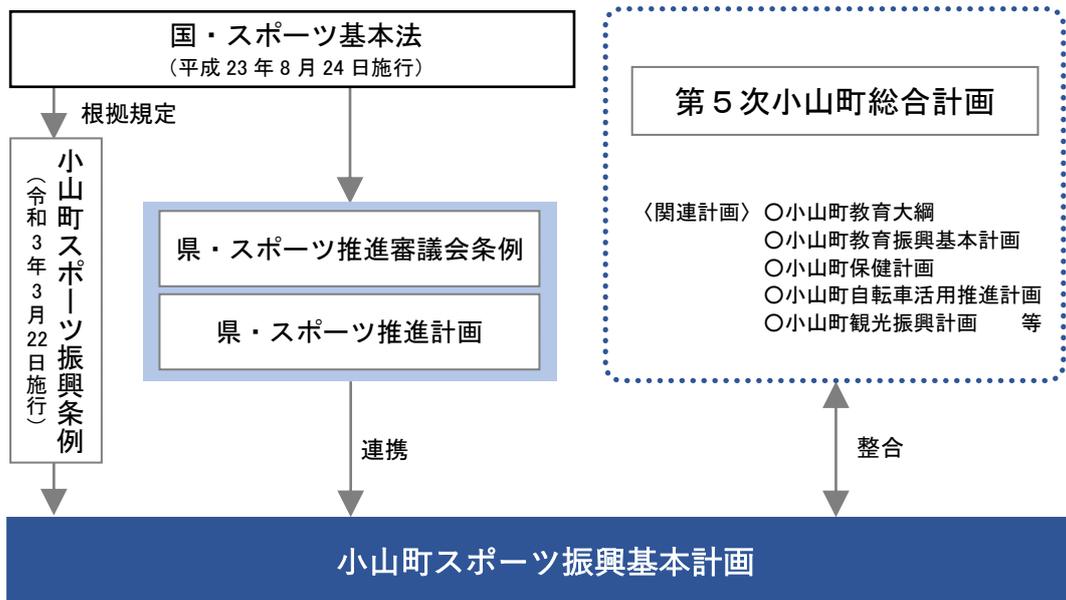
# 第1章 はじめに

## 1 計画の趣旨

本町では、令和3年3月に「小山町スポーツ振興条例」（以下「条例」という。）を制定し、本町におけるスポーツの振興についての基本理念を定めました。本計画は、条例に基づきスポーツの振興に関する施策（以下「スポーツ振興施策」という。）の方向性を明確にすることで、スポーツ振興の目指す姿に向けて町と町民等が相互に連携協力を図り、地域でのスポーツを総合的かつ計画的に推進するとともに、町民の心身の健全な発達及び明るく豊かな町民生活の向上に寄与することを目的として、策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

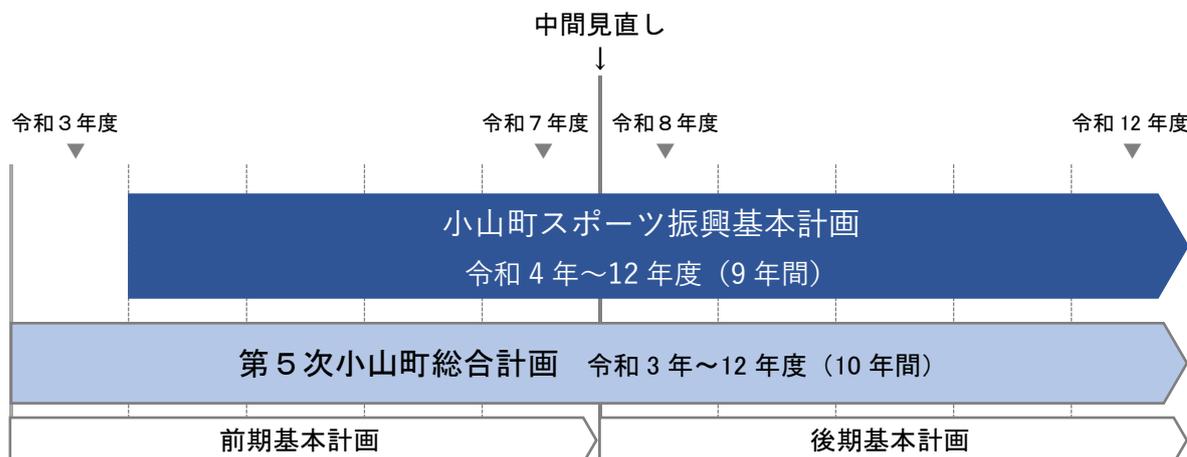
本計画は、本町の最上位計画である「第5次小山町総合計画」の分野別計画の一つです。推進にあたっては、第5次小山町総合計画、その他関連計画との整合を図るとともに、国・県の法令や計画等との連携にも配慮します。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、第5次小山町総合計画〔計画期間：令和3年度～令和12年度〕との整合を図るため、令和4年度から令和12年度までの9年間とし、令和7年度に中間見直しを行います。

また、社会情勢や町民のニーズなどの変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。



### 4 計画におけるスポーツの定義

本計画においては、野球やサッカー、陸上競技のような「競技スポーツ」、輪投げやパークゴルフなどの「レクリエーションスポーツ」、年齢・性別・運動能力に関わらず、誰もが楽しめる新スポーツの「ゆるスポーツ※」、ウォーキングや体操などの「運動・体力づくり」といった自らが「実践する」スポーツだけでなく、スタジアムや沿道、テレビなどで観戦する「観る」スポーツ、スポーツの指導やスポーツ大会のボランティアスタッフ等として「支える」スポーツも、スポーツとして定義し取り組んでいきます。

## 5 計画策定にあたって

本計画の策定にあたり、令和3年8月から9月にかけて町民アンケート調査とスポーツ振興施策アンケート調査を行いました。

### (1) 町民アンケート

本計画の策定にあたり、スポーツに関する町民の意識や取り組みの現状を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、町民アンケートを行いました。

なお、令和3年7月～9月には、本町が東京2020オリンピック・パラリンピック自転車ロードレースの会場となっていました。

調査の概要は以下のとおりです。(詳細は参考資料参照)

■ 調査対象地域	小山町全域
■ 調査対象者	小山町民の男女1,000人
■ 調査対象	18歳以上より無作為抽出
■ 調査期間	令和3年8月21日(土)～9月8日(水)
■ 調査方法	郵送による配布・回収
■ 配布数	1,000件
■ 回収数・回収率	回収数 370件(回収率 37.0%)

### (2) スポーツ振興施策アンケート

小山町内で活動しているスポーツ関連団体の活動状況や課題、提案、意見等を把握し、施策や事業を推進するための基礎資料とすることを目的として、スポーツ振興施策アンケートを行いました。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、対面によるヒアリングではなく、アンケート方式により実施しました。

■ 対象地域	小山町全域
■ 調査対象	町内で活動する団体(体育協会加盟団体を中心に18団体を抽出)
■ 調査期間	令和3年9月2日(木)～9月13日(月)
■ 調査方法	郵送による配布・回収
■ 配布数	18件
■ 回収数・回収率	回収数 9件(回収率 50.0%)

※令和3年8月20日～9月30日は、令和2年2月ごろから日本国内で感染が始まった新型コロナウイルス感染症拡大により、静岡県を含む1都12府県に緊急事態宣言が発令されていました。本調査結果は感染症による外出自粛等の影響を受けていることが考えられます。

### (3) 小山町スポーツ振興条例制定の経緯

「小山町スポーツ振興条例」は、町におけるスポーツの振興についての基本理念を定めたものです。

また、スポーツの振興に関する施策の基本となる事項を明らかにすることにより、町と町民等が相互に連携協力を図り、地域でのスポーツを振興するとともに、町民の心身の健全な発達及び明るく豊かな町民生活の向上に寄与することを目的としています。

条例制定までの経緯は以下のとおりです。

※条例文は 44～45 ページに掲載

年 月 日		内 容
令和2年	4月～7月	他市町策定状況の調査、素案作成
	8月13日	小山町スポーツ振興条例検討会議要綱 告示
	8月18日	第1回スポーツ振興条例検討会議
	9月10日	第2回スポーツ振興条例検討会議
	9月24日	定例教育委員会（条例案の検討）
	11月2日	例規審査委員会
	12月16日～1月15日	パブリックコメント
令和3年	1月28日	第3回スポーツ振興条例検討会議
	2月10日	議会全員協議会
	2月19日	定例教育委員会
	2月25日	議会3月定例会議案上程
	3月17日	議会3月定例会議案議決
	3月22日	条例公布、同日施行

## 6 小山町の概況

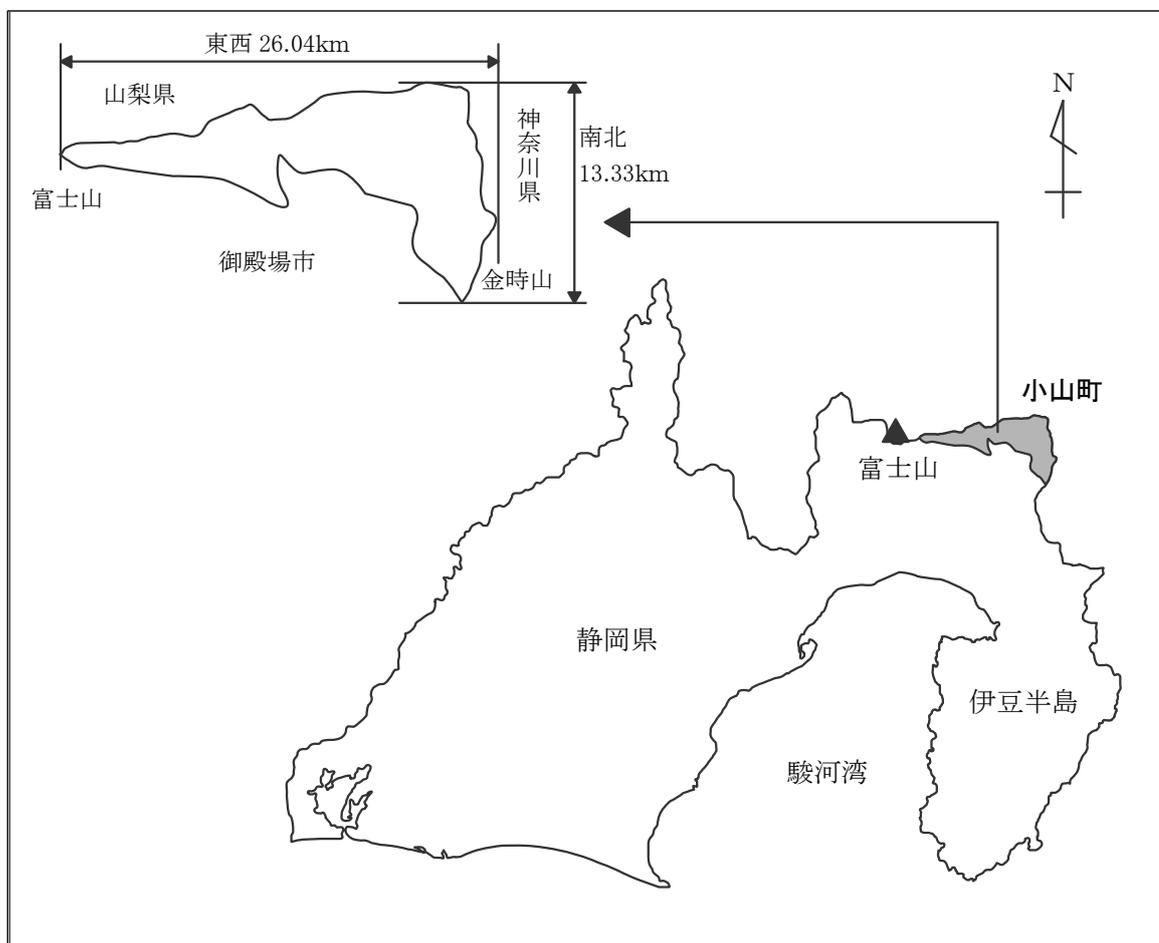
### (1) 位置・地勢

本町は、静岡県の中東端に位置し、神奈川・山梨両県に接する県境の町です。

総面積は 135.74 k m<sup>2</sup>、東西 26 k m、南北 13 k m と東西に長く、北西端は富士山頂まで達しています。富士山を頂点とした富士外輪状の三国山と丹沢山地、箱根外輪山、足柄山嶺にとり囲まれた盆地を形成し、河川は源を富士山・箱根両山系に発する鮎沢川が、佐野川・須川・野沢川と合流し、酒匂川となって相模湾にそそいでいます。市街地・農耕地は、海拔およそ 250m から 800m の間にわたる緩傾斜地帯に位置するため、東海地方にありながら夏も比較的過ごしやすい気候となっています。

東京からは 100 k m 圏内であり、東名高速道路をはじめ国道 246 号線、138 号線などの幹線道路が貫通しています。さらに新東名高速道路・新御殿場～新秦野間が開通する際には、スマートインターチェンジが設置されたパーキングエリアが富士スピードウェイ付近に完成する予定です。また、中央自動車道・大月インターチェンジ（以下「IC」という。）と連結した東富士五湖道路・須走 IC もある好立地となっています。さらに、JR 御殿場線・小田急線との相互乗り入れ、ハイウェイのバスストップや御殿場 IC にも近いため利便性が高く、ゴルフ場や霊園などもあります。

金太郎生誕の地として知られ、史跡名勝など数多くの文化財に恵まれているとともに、住民が健康な生活を送るための良好な自然にも恵まれています。



## (2) 地域区分

### ①小山地域（成美・明倫地区）

本地域の南東を鮎沢川が箱根外輪山の麓を流下し、変化に富んだ自然景観を形成しています。本地域には健康福社会館があり、各種運動教室が実施されています。また、Fuji Cycle Gate（駿河小山駅前交流センター）では、軽量で長距離走行が可能なE-bikeや電動アシスト付き自転車を借りることができ、登山やサイクリング時の休憩やシャワーの利用が可能です。

### ②足柄地域

本地域は、箱根外輪山、足柄山系に囲まれ、鮎沢川が縦断し、変化に富んだ地形となっています。金時山をはじめとする緑豊かな複数のハイキングコース、ゴルフ場、クアオルト®健康ウォーキング®の「足柄古道・銚子ヶ淵コース」、リニューアルした足柄駅交流センター等の地域資源が数多く存在しており、東名高速道路足柄スマートICもあり、利便性にも優れています。足柄ふれあい公園にはパークゴルフ場が整備され、車椅子でも使いやすいコースとなっています。

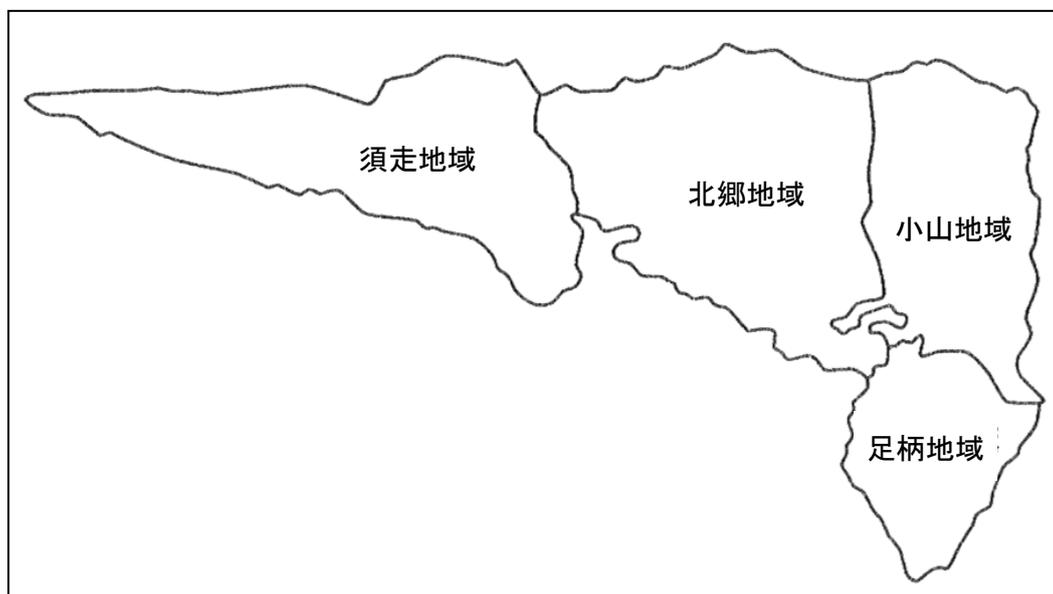
### ③北郷地域

本地域は南東方向に緩やかに傾斜した田園地帯とゴルフ場、富士スピードウェイといった大型レクリエーション施設が並存しています。新東名高速道路（仮称）小山パーキングエリアに接続する（仮称）小山スマートICの開設が予定されており、利便性の向上が期待されています。町の体育施設である、総合体育館、多目的広場、小山球場などが立地し、町のスポーツの中心的な場所となっています。

### ④須走地域

本地域には、富士山の須走口登山道やクアオルト®健康ウォーキング®の「須走富士山眺望コース」、ゴルフ場といった地域資源が数多く存在し、富士登山の玄関口となっていることから、宿泊施設が複数ありスポーツ合宿への対応も可能となっています。また、須走多目的広場には、ジョギングコース、サッカーや野球の練習ができるグラウンドが整備されています。

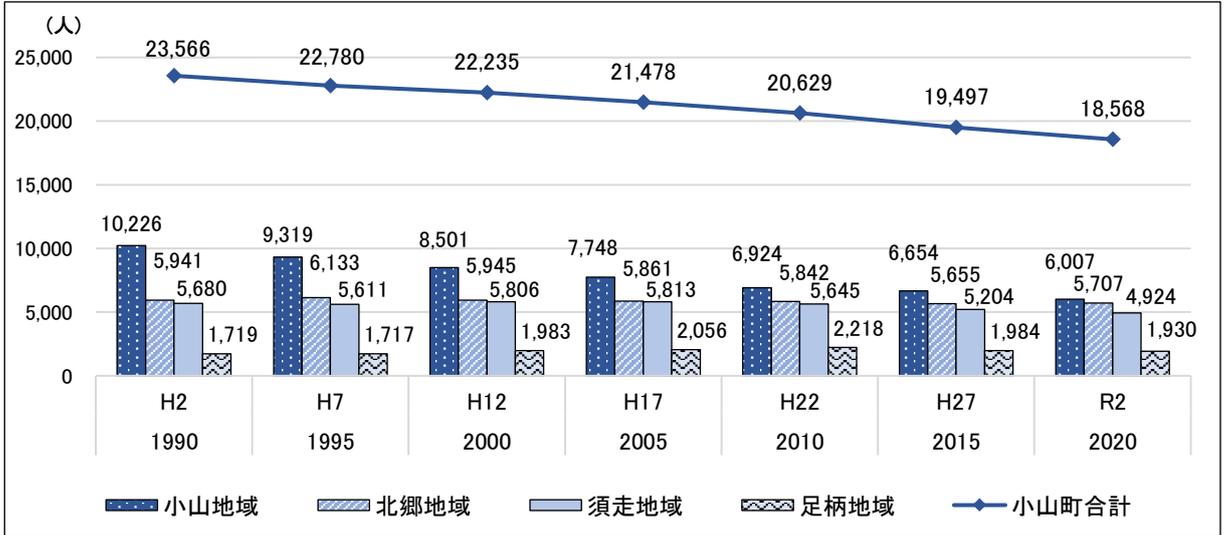
#### ■地域区分図



### (3) 人口特性

平成2年以降の国勢調査によると、本町の総人口は一貫して減少傾向にあります。  
地域別にみると、特に小山地域（成美・明倫）の減少幅が大きくなっています。

#### ■総人口と地域別人口の推移

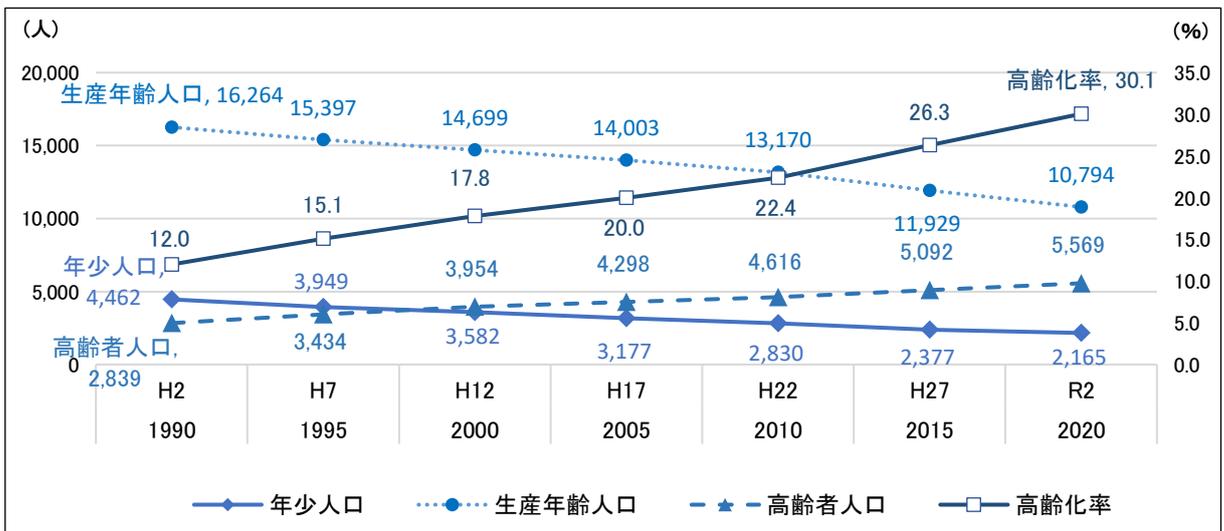


資料：国勢調査

15歳未満人口（年少人口）と15～64歳人口（生産年齢人口）は、平成2年以降ともに減少しています。

一方で、65歳以上人口（高齢者人口）は増加を続け、平成12年には年少人口を逆転、高齢化率は平成2年の12.0%から令和2年の30.1%と30年間で約2.5倍になりました。

#### ■年齢3区分別人口の推移



注) 年齢不詳を除く 資料：国勢調査

## 第2章 基本的な考え方

### 1 基本理念

本町では、スポーツの振興を図る上での基本となる考え方を「基本理念」として、小山町スポーツ振興条例第3条に以下の4点を定めています。

- 1 スポーツの振興に当たっては、町民等、地域、スポーツ団体、事業者及び町が協働して進めなければならない。
- 2 スポーツの振興に当たっては、町民等一人ひとりが自らの健康状態を自覚し、スポーツ活動を通して、健康の保持増進に努めなければならない。
- 3 スポーツの振興に当たっては、全ての町民等が生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができる機会が確保されなければならない。
- 4 スポーツの振興に当たっては、スポーツ活動を通じ、スポーツ交流人口の拡大及び地域の活性化が図られなければならない。

(小山町スポーツ振興条例 第3条)

## 2 目指す将来像（基本目標）

本町は、第5次小山町総合計画において『育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町』の実現を目指し、基本施策を展開しています。

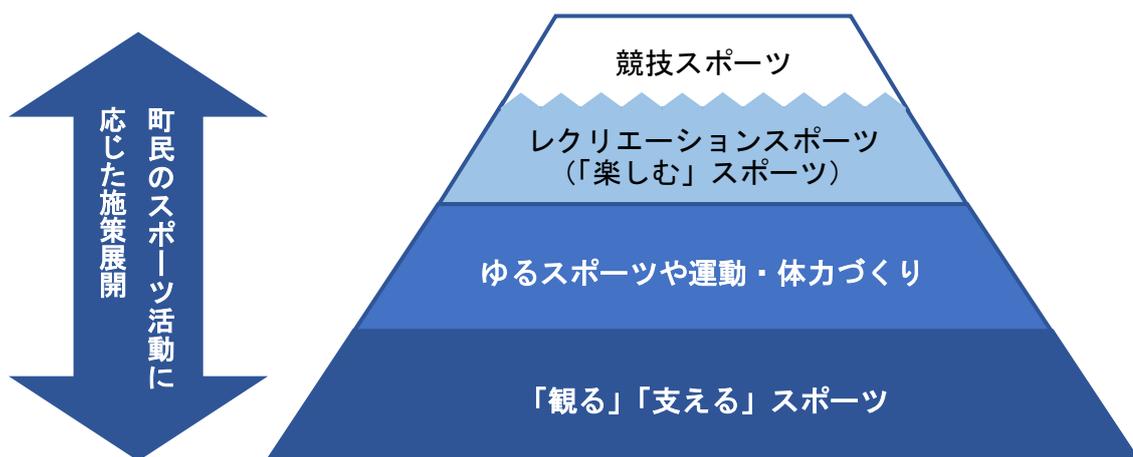
この中で、スポーツ施策は、「基本目標3 文化の薫るまち」に位置付けられており、「基本施策3-4 スポーツ・レクリエーション活動の振興」では、目標（指標）として以下の項目を設定しています。

### ■第5次小山町総合計画〈スポーツ・レクリエーション〉における目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
「町民が気軽にスポーツを楽しめる環境が整っている」と回答する町民の割合	36%	50%以上	町民意識調査
「町民が主体的に健康づくりに取り組んでいる」と回答する町民の割合	44%	55%以上	町民意識調査

本計画では、第5次小山町総合計画と整合を図りながら、スポーツ施策を体系的に推進するために、小山町スポーツ振興条例で定められた4つの基本理念のもと、目指す将来像を以下のとおり掲げます。

## 誰もがスポーツを楽しめるまち おやま



町民の誰もが運動習慣を身に付け、心身ともに健康になり、さらにスポーツ活動が地域の一体感や活力の向上につながっていくことを目指し、身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。また、選手・団体、指導者の育成など、スポーツを支える活動を支援します。

### 3 基本方針

本計画で掲げる目指す将来像を実現するために、次の3つの基本方針を設定します。  
これらの基本方針は、これから取り組む施策の基本的な考え方を方向付けるものです。

#### 基本方針 1

## 運動やスポーツを通じた健康の保持増進

#### ■現状と課題

アンケート調査結果では、町民の85.4%が健康（「健康である」「どちらかといえば健康である」と回答した方の割合）であり、これは国よりも高い結果となっていることから、町民の多くは健康的な生活を送っていると言えます。

しかし、この1年間にスポーツをした方の中でスポーツをした日数が「月に1～3日」「3か月に1～2日」「年に1～3日」と回答した方の合計は32.9%でした。また、この1年間にスポーツをしなかった方、週に1日以上スポーツができなかった方のスポーツができなかった理由は「仕事や家事で忙しいから」が31.7%、次いで「面倒くさいから」などが9.5%でした。

また、過去1年間に何らかのスポーツを実施した方にスポーツを実施した場所を聞いたところ、ウォーキングやランニングなどをするための「道路」が29.6%と最も多く、次いで「自宅または自宅敷地内」の20.0%、「公共体育・スポーツ施設」は12.5%でした。

スポーツ観戦については、直近1年間で何らかのスポーツ観戦をしたと回答した町民が79.2%と東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の自転車競技ロードの会場としての盛り上がりを感じられます。一方で「観なかった」と回答した町民は20.8%でした。

このことから、仕事や家事で忙しい方々に対し、自宅や身近な場所でできるスポーツの実施を促進することやスポーツ観戦を楽しむ機運の醸成が課題と言えます。

#### ■方針内容

現状と課題を踏まえ、まずはスポーツ観戦ができる環境を整え、親しみをもち、仕事や家事で忙しくても気軽に参加できる、道路や自宅などでも実施することができるようなスポーツの促進などで、町民の健康の保持増進を推進します。



## 基本方針 2

# スポーツ活動を支える活動づくり

### ■現状と課題

アンケート調査結果では、町民の 70.8%がスポーツ推進委員の活動内容を知りませんでした。また、自身がスポーツ指導者となることについて、「興味がある」が 4.3%、「どちらかといえば興味がある」が 9.5%であり、合わせて 13.8%の方がスポーツの指導に関わってもよいと考えていると言えます。

一方で、町内のスポーツ団体向けのアンケート調査の結果からは、課題として参加者の高齢化や指導者の不足、選手育成や指導者のための費用負担などで困難があることが分かりました。

このことから、スポーツ活動を支えていくためには、指導者の発掘や研修機会の拡充、選手育成のための支援が課題となっています。

### ■方針内容

現状と課題を踏まえ、本町ではスポーツ指導者になろうとする方への支援や選手育成のための支援、スポーツ推進委員の活動支援を推進します。



基本方針  
3

## スポーツ活動を楽しむ環境づくり

### ■現状と課題

アンケート調査結果では、「選手団体の育成支援」や「スポーツ活動に参加する機会の充実」は、相対的に重要度と満足度が共に低い状態です。一方で「スポーツ施設の整備及び活用」について、満足度は低く、重要度が高くなっており、自由意見では、町内の体育施設は北郷地区に集中していることもあり、施設までの距離が遠いという意見も見られました。

また、本町には新東名高速道路の新御殿場～新秦野間が開通する際には、スマート I Cのある P Aができます。中央自動車道・大月 I Cと連結した東富士五湖道路・須走 I Cもあり、首都圏から 100km 圏内と好立地です。スポーツ合宿などの町外スポーツ団体の施設利用希望には、いままでも旅館組合やホテルなどと連携して対応してきましたが、連携を深めていくことによりスポーツ施設を有効活用していくことができます。

これらから、本町では選手団体の育成支援やスポーツ活動への参加の機会を課題ととらえると共に、スポーツ施設の整備及び活用手法の見直しが求められると考えられます。

### ■方針内容

現状と課題を踏まえ、NPO 法人小山町体育協会（以下「体協」という。）やスポーツ少年団などのスポーツ団体と連携し、他の地域のスポーツ団体との交流や、各地区のスポーツ活動機会の充実、オリンピック・パラリンピックレガシーを含む町内の体育施設の整備や活用を見直すことによる町民がスポーツ活動を楽しむ環境づくりなどを推進します。

また、旅館組合やホテルと連携した誘客やスポーツツーリズムの受入体制の強化や施設整備にも取り組みます。



## 4 施策の視点

本計画では、次の6つの視点に基づき、施策の基本的方向を策定しています。

**観る** ▷ 日常生活において、町民が多様なスポーツを「観る」機会の創出に取り組みます。

**実践する** ▷ 町民の誰もがスポーツを「実践する」ことができる環境を整えます。

**交流する** ▷ スポーツを通して町内外の人や地域と「交流する」機会を創出し、更なるコミュニティづくりを推進します。

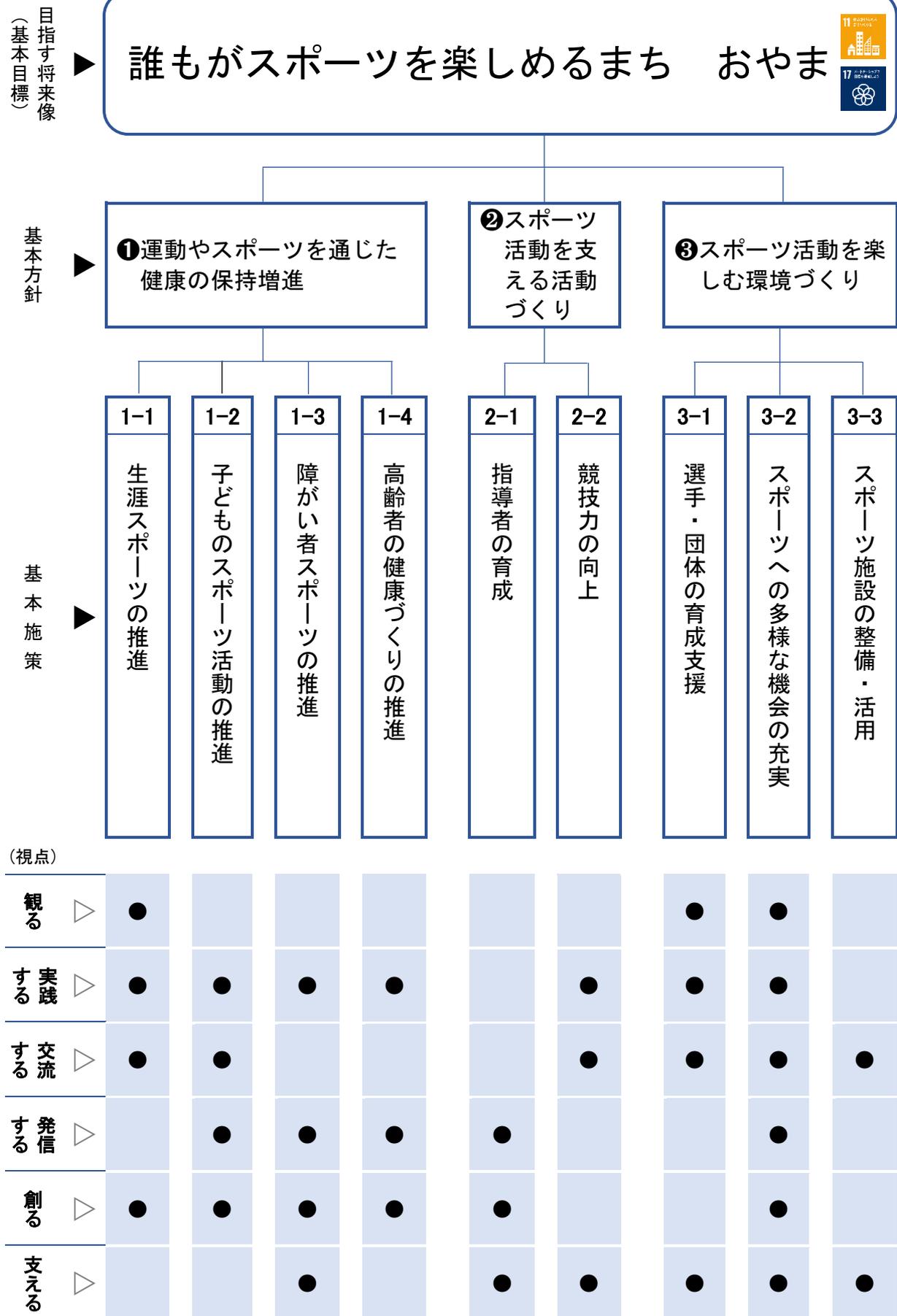
**発信する** ▷ スポーツに関する情報を広く「発信する」ことでスポーツ人口の増加を図るとともに、まちの魅力を内外に伝えます。

**創る** ▷ スポーツに関する制度や本町独自のゆるいスポーツを「創る」ことで、スポーツ振興を図ります。

**支える** ▷ スポーツ活動を人的・経済的な面などについて「支える」ことで人材育成や環境整備に取り組みます。



## 5 施策の体系



## 6 「持続可能な開発目標（SDGs）」と小山町スポーツ振興基本計画

「持続可能な開発目標（SDGs<sup>※</sup>）」とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標のことで、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（具体的な目標）で構成されています。

第 5 次小山町総合計画では、各分野の施策を講じることによって SDGs の推進を図るものとし、スポーツ・レクリエーション分野については、特に関連するものとして以下の 2 つのゴールを設定しています。

本計画は、世界の潮流と歩みをあわせてスポーツを振興することにより、SDGs の達成に寄与するものです。

アイコン	ゴール（目標）
	<b>11. 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強くしなやか（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	<b>17. パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

各ゴールには、目標をより具体的に示したターゲットが設定されており、ゴール 11 は 7 項目、ゴール 17 は 19 項目に細分化されています。

本計画に関わるおもなターゲットは以下の 2 つです。

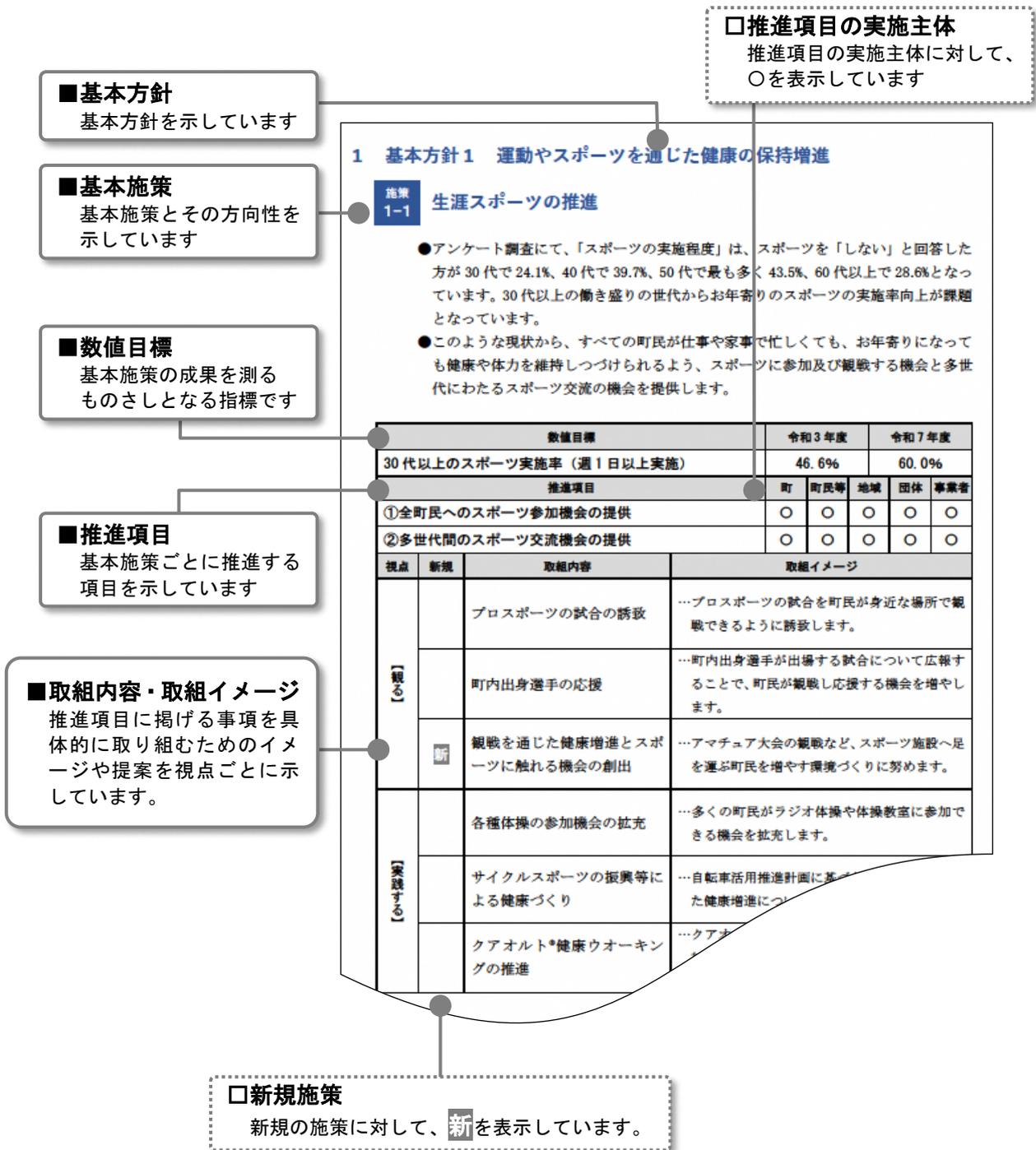
	ターゲット（具体的な目標）
11-7	2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
17-17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励、推進する。

出典：「そうだったのか。SDGs」一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク

# 第3章 施策の展開

本計画は、目指す将来像（基本目標）の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、9つの基本施策を展開します。ここでは、それぞれの施策の主な推進項目と目標（指標）を示すとともに、具体的な取組例を視点ごとにまとめています。取組内容は、時期や社会情勢等を勘案し、効率的に実施します。

構成と見方は以下のとおりです。



# 1 基本方針1 運動やスポーツを通じた健康の保持増進

施策  
1-1

## 生涯スポーツの推進

- アンケート調査にて、「スポーツの実施程度」は、スポーツを「しない」と回答した方が30代で24.1%、40代で39.7%、50代で最も多く43.5%、60代以上で28.6%となっています。30代以上の働き盛りの世代からお年寄りのスポーツの実施率向上が課題となっています。
- このような現状から、すべての町民が仕事や家事で忙しくても、お年寄りになっても健康や体力を維持しつづけられるよう、スポーツに参加及び観戦する機会と多世代にわたるスポーツ交流の機会を提供します。

数値目標		令和3年度		令和7年度		
30代以上のスポーツ実施率（週1日以上実施）		46.6%		60.0%		
推進項目		町	町民等	地域	団体	事業者
①全町民へのスポーツ参加機会の提供		○	○	○	○	○
②多世代間のスポーツ交流機会の提供		○	○	○	○	○
視点	新規	取組内容		取組イメージ		
【観る】		プロスポーツの試合の誘致		…プロスポーツの試合を町民が身近な場所で観戦できるように誘致します。		
		町内出身選手の応援		…町内出身選手が出場する試合について広報することで、町民が観戦し応援する機会を増やします。		
	新	観戦を通じた健康増進とスポーツに触れる機会の創出		…アマチュア大会の観戦など、スポーツ施設へ足を運ぶ町民を増やす環境づくりに努めます。		
【実践する】		各種体操の参加機会の拡充		…多くの町民がラジオ体操や体操教室に参加できる機会を拡充します。		
		サイクルスポーツの振興等による健康づくり		…自転車活用推進計画に基づき、自転車を利用した健康増進について広報啓発を充実します。		
		クアオルト®健康ウォーキングの推進		…クアオルト®健康ウォーキングの人材育成、参加者を増やす取り組みなどを継続的に実施します。		
		親子向けスポーツイベント等の継続		…小山町スポーツ推進の日などの親子向けスポーツ教室・イベントを継続します。		

視点	新規	取組内容	取組イメージ
【実践する】		おやま健康マイレージ※を活用した運動習慣の向上	…おやま健康マイレージへの参加拡大と普及により運動習慣を向上させます。
	新	高齢者向けスポーツ教室等の実施	…小山町スポーツ推進の日などに高齢者向けスポーツ教室・イベントを実施します。
	新	職場におけるスポーツの普及促進	…健康経営に取り組む事業者と連携し、職場におけるスポーツの普及促進を図ります。
	新	ウォーキングの促進	…道路上の距離表示やスマートフォンアプリを活用し、ウォーキングを促進します。
【交流する】		トップアスリート等との交流機会の拡充	…富士山国際ヒルクライム等の大会や講演、スポーツ教室などを通じてトップアスリートやプロスポーツ選手との交流機会を拡充します。
		多世代や各団体が交流できるスポーツイベントの開催	…ウォーキングや体操、ゆるスポーツ、小山町ふれスポ祭※など多世代が交流しやすいイベントを開催します。
		多彩なイベントにおけるスポーツ体験の機会の提供	…町主催のイベント等でゆるスポーツなどのスポーツ体験を実施します。
【創る】	新	スポーツ情報バンクの創設	…町内のスポーツ実施内容や場所、時間、指導者などについて情報を集め発信することで、自分にあった楽しい運動を見つけやすくします。
	新	ゆるスポーツの考案と普及	…小山町独自の題材を利用した誰もが身近に楽しめるスポーツを考案し、教室を開催し普及に努めます。



## 子どものスポーツ活動の推進

- アンケート調査の、「スポーツの実施程度」について、多くの子どもたちは、スポーツを週に1日以上実施しています。
- 町内のスポーツ団体向けのアンケート調査の結果からは、少年団の団員減少、中学校に少年団と同じスポーツの部活動がないことにより同じスポーツが続けられないことなどが課題となっています。
- このような現状から、子ども向けスポーツ教室等の実施、親子向け教室の実施などにより、子どもの体力向上及びスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ少年団への加入促進を支援します。

数値目標		令和3年度	令和7年度			
子どもの体力向上のための町の実施の満足度 (満足、やや満足と答えた方)		13.7%	30.0%			
推進項目		町	町民等	地域	団体	事業者
①子ども向けスポーツ教室等の実施		○	○	○	○	
②スポーツ少年団への加入促進支援		○	○		○	
③親子向け教室の実施		○	○	○	○	
視点	新規	取組内容		取組イメージ		
【実践する】		親子向けスポーツイベント等の継続【再掲】		…小山町スポーツ推進の日などの親子向けスポーツ教室・イベントを継続します。		
	新	子ども向けスポーツ教室の実施		…少年団や部活動で実施できないスポーツについて子ども向けの教室を実施します。		
【交流する】	新	他市町村のスポーツ団体との交流試合や練習への支援		…他市町村のスポーツ団体との交流試合や練習をする会場の確保を支援します。		
【発信する】	新	スポーツ少年団への加入促進支援		…スポーツ少年団の情報を収集し加入促進に向けて発信します。		
【創る】	新	スポーツ情報バンクの創設【再掲】		…町内のスポーツ実施内容や場所、時間、指導者などについて情報を集め発信することで、自分にあった楽しいスポーツを見つけやすくします。		
	新	ゆるスポーツの考案と普及【再掲】		…小山町独自の題材を利用した誰もが身近に楽しめるスポーツを考案し、教室を開催し普及に努めます。		

## 障がい者スポーツの推進

- 本町では、東京 2020 パラリンピック競技大会の自転車競技ロードの会場となったことを契機に障がい者スポーツへの注目が高まり、アンケート調査では、障がい者スポーツへの参加や応援について、「きっかけがあれば参加や応援したい」が 28.2%と最も多く、次いで「どんな競技があるのか知りたい」の 26.0%、「観戦したい」の 18.7%となりました。
- 本町では、小山町身体障害者福祉会がパークゴルフやグラウンドゴルフ大会を企画し障がい者スポーツを推進しています。
- このような現状から、障がいのある方でも楽しめるスポーツイベント等の充実や身近なスポーツ体験等への支援、すべての町民への障がい者スポーツに関する情報提供により、共生社会の実現に向けて障がい者スポーツを推進します。

数値目標		令和3年度	令和7年度			
障がい者スポーツの参加・支援に対する町の取組の満足度 (満足、やや満足と答えた方)		7.7%	15.0%			
推進項目		町	町民等	地域	団体	事業者
①スポーツイベント等の充実		○	○	○	○	
②身近なスポーツ体験等への支援		○	○	○	○	
視点	新規	取組内容		取組イメージ		
【実践する】	新	障がい者スポーツを楽しめるイベントの開催		…障がい者スポーツの体験会など、すべての町民が楽しめるイベントを開催します。		
	新	ウォーキングの促進【再掲】		…道路上の距離表示やスマートフォンアプリを活用し、ウォーキングを促進します。		
【発信する】	新	町民への障がい者スポーツに関する情報提供		…障がい者が参加できるスポーツの内容について情報を提供します。		
	新	障がい者スポーツに関する講座の開催		…県障害者スポーツ協会等から講師を招き、障がい者スポーツに関する講座を開催します。		
【創る】	新	ゆるスポーツの考案と普及【再掲】		…小山町独自の題材を利用した誰もが身近に楽しめるスポーツを考案し、教室を開催し普及に努めます。		
【支える】	新	障がい者スポーツを支える活動の情報提供		…障がい者スポーツを支えるボランティア情報などを収集し、参加・協力について発信します。		
	新	障がい者がスポーツに参加するための送迎支援		…障がい者がスポーツ体験や試合に参加するために必要な移動について、送迎などの支援を行います。		

## 高齢者の健康づくりの推進

- アンケート調査結果の、「高齢者の健康づくりのための取組」は、満足度と重要度が共に高く、継続的に取り組む必要があります。
- また、運動習慣がない方（スポーツを「しない」と回答した方）が、60代以降で28.9%となっており、高齢者の運動習慣の確立が課題となっています。
- このような現状から、高齢者の健康づくりを推進するため、高齢者向けのスポーツ教室・イベント等により高齢者のスポーツの習慣づくりを促進します。また、健康やスポーツに関する情報を発信し健康に関する関心を高めます。

数値目標		令和3年度		令和7年度			
60代以上のスポーツ実施率（週1日以上実施）		57.1%		70.0%			
推進項目		町	町民等	地域	団体	事業者	
①健康や運動に関する広報活動の推進		○	○	○			
②運動習慣につながる機会づくり		○	○	○			
③スポーツ教室・イベント等への実施		○	○	○	○		
視点	新規	取組内容		取組イメージ			
【実践する】		サイクルスポーツの振興等による健康づくり【再掲】		…自転車活用推進計画に基づき、自転車利用による健康増進に関する広報啓発を実施します。			
		健康増進を兼ねたスポーツイベントの開催		…ふれスポ祭などのスポーツイベントで歩行分析などの健康増進を図ります。			
		おやま健康マイレージを活用した運動習慣の向上【再掲】		…おやま健康マイレージへの参加拡大と普及により運動習慣を向上させます。			
		マスターズスポーツの推進		…日本スポーツマスターズなどの大会出場を支援します。			
		新	高齢者向けスポーツ教室等の実施【再掲】		…小山町スポーツ推進の日などに高齢者向けスポーツ教室・イベントを実施します。		
		新	スポーツ教室後のスポーツ継続支援		…スポーツ教室後もスポーツを続けられるようにスポーツ用具の管理と貸し出しによる支援を行います。		
		新	ウォーキングの促進【再掲】		…道路上の距離表示やスマートフォンアプリを活用し、ウォーキングを促進します。		
【発信する】	新	高齢者に適した情報発信		…高齢者にも分かりやすい手段により健康やスポーツに関する情報を発信します。			
【創る】	新	ゆるスポーツの考案と普及【再掲】		…小山町独自の題材を利用した誰もが身近に楽しめるスポーツを考案し、普及に努めます。			

## 2 基本方針2 スポーツ活動を支える活動づくり

### 施策 2-1 指導者の育成

- アンケート調査の「自身がスポーツ指導者となる」ことについては、「興味がある」が4.3%、「どちらかといえば興味がある」が9.5%であり、合わせて13.8%の方がスポーツの指導に関わってもよいと考えていると言えます。また、スポーツ推進委員は、各種スポーツ大会の企画、立案、運営や各種講習会等への講師派遣などで精力的に活動していますが、アンケート調査では、スポーツ推進委員がどのような活動をしているか「知らなかった」とした方が70.8%であり、スポーツ推進委員の存在やスポーツ活動を支える人材の重要性が町民に広く認知されていないことが明らかになりました。
- そこで、スポーツ活動を支えたいと考える人材を育成するため、研修機会を拡充するとともに、スポーツ推進委員の活動に関して積極的に情報を発信し、認知度の向上やスポーツを支える人材への関心を高めます。

数値目標		令和3年度	令和7年度			
スポーツ推進委員の認知度		27.8%	50.0%			
推進項目		町	町民等	地域	団体	事業者
①指導者の発掘と研修機会の拡充		○	○			○
②スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の拡充		○	○	○		
視点	新規	取組内容		取組イメージ		
【発信する】	新	スポーツ推進委員活動の情報発信		…スポーツ推進委員の活動についてホームページを通じて情報を発信します。		
	新	スポーツボランティアに関する情報提供		…富士マラソンフェスタをはじめとしてスポーツボランティアに関する情報を提供します。		
【創る】	新	小山町版スポーツ人材バンクの創設		…スポーツ指導などスポーツにかかわる専門家と、部活動や地域スポーツ活動の指導依頼や講演などを依頼したい方をマッチングするサービスを検討します。		
【支える】		地域スポーツ活動への講師派遣		…地域スポーツ活動における講師のニーズと情報バンクの講師人材とのマッチングにより、最適な人材派遣を支援します。		
	新	資格取得費補助制度の創設		…スポーツ少年団等の指導者となる人材の資格取得について、費用の一部を補助することを検討します。		
	新	スポーツ指導者への支援		…指導者が参加する講習会等の受講料や旅費を支援します。		

視点	新規	取組内容	取組イメージ
【支える】	新	インターンシップ※の指導機会の提供	…体育系学校等と連携し、インターンシップ生の指導の機会を提供します。
	新	スポーツ指導者のモラルの向上	…指導者の不正行為や暴力・ハラスメントの防止に向けた研修・啓発を行います。
	新	スポーツボランティアの育成	…人材バンクの活用や研修により、スポーツボランティアとなる人材を育成します。



**施策**  
**2-2** **競技力の向上**

- アンケート調査の「トップアスリートを目指す児童生徒に町が支援することについてどう思うか」については、「よいことだと思う」が67.0%、また、「町内の児童生徒がスポーツ団体との交流試合や練習を実施する場合などに町が支援すること」については、「よいことだと思う」が65.4%と好意的な意見が多いと言えます。
- そこで、町の児童生徒を中心に、様々な世代の町民の競技力を向上させるため、トップアスリートを招待し指導してもらう機会を拡充するとともに、東海大会（小中学生のみ）、全国大会以上の大会や駿東地区レクスポ大会に出場する選手に対する奨励金の交付などで競技力の向上を支援します。

数値目標		令和3年度	令和12年度			
小山町スポーツ大会出場奨励金交付件数 (過去8年分の実績)		84件	100件			
推進項目		町	町民等	地域	団体	事業者
①トップアスリート・競技者による指導機会の拡充		○	○		○	
②優秀競技者などへの支援		○	○		○	
視点	新規	取組内容		取組イメージ		
【実践する】		町内駅伝大会の継続		…町内一周駅伝大会、周回コース駅伝大会についてコロナ禍での実施方法を検討し大会の継続を図ります。		
		幅広い競技種目の選手の発掘・育成		…各種スポーツ教室の開催により、少年団、部活動にはない競技種目の選手を発掘・育成します。		
【交流する】		トップアスリート等との交流機会の拡充【再掲】		…富士山国際ヒルクライム等の大会や講演、スポーツ教室などを通じてトップアスリートやプロスポーツ選手との交流機会を拡充します。		
【支える】		小山町スポーツ大会出場奨励金の交付		…要件を満たした個人及び団体に対し奨励金を交付します。		
		優秀な成績を残した選手への顕彰		…国内外で優秀な成績を残した選手を表彰するとともにその功績について広く広報します。		
		学校部活動への指導者の派遣		…情報バンクを活用し町立学校の部活動の要望に応じスポーツ指導者を派遣します。		
		競技用具や施設の整備		…様々な競技に対応するため競技用具の充実や施設整備を行います。		
	<b>新</b>	スポーツ指導者への支援【再掲】		…指導者が参加する講習会等の受講料や旅費を支援します。		

視点	新規	取組内容	取組イメージ
【支える】	新	スポーツ留学・遠征への助成	…国外に留学・遠征し、自己のスキルアップを目指す者に対して費用の一部を助成します。
	新	スポーツドクター※・アスレティックトレーナー※等の派遣	…科学的な根拠をもった指導や助言を受けられるスポーツ環境をつくれます。
	新	スポーツ医科学※を活用した競技力の向上	…体育系学校等と連携し、スポーツ医科学の活用による競技力の向上を支援します。



川野 将虎 選手（本町出身）  
 東京 2020 オリンピック大会 50km 競歩 第 6 位入賞  
 写真：西本武司／アフロ

### 3 基本方針3 スポーツ活動を楽しむ環境づくり

#### 施策 3-1 選手・団体の育成支援

- 本町は首都圏から100km圏内と好立地であり、富士山に加え、ゴルフ場やレース場などの地域資源に恵まれており、日常を少し離れたトレーニングに適した環境です。このような環境を活かし、旅館組合・ホテルと連携し町外のスポーツ団体を呼び込み、町内の選手・団体との接点を用意することで、町内の選手・団体は遠征に行かずともスポーツを通じた交流が可能となります。
- 体協やスポーツ少年団、その他スポーツ団体と協働し、国内外でのスポーツ交流やトップアスリートとの交流機会を拡充することで、選手・団体の育成を支援します。

数値目標		令和3年度	令和7年度			
選手・団体の育成支援に対する町の取組の満足度 (満足、やや満足と答えた方)		7.5%	20.0%			
推進項目		町	町民等	地域	団体	事業者
①国内外でのスポーツ交流		○	○			○
②トップアスリートとの交流		○	○			○
③競技団体等への支援		○			○	
視点	新規	取組内容		取組イメージ		
【観る】		プロスポーツの試合の誘致 【再掲】		…プロスポーツの試合を町民の身近な場所で観戦できるようにします。		
		町内出身選手の応援【再掲】		…町内出身選手が出場する試合について広報することで、町民が観戦し応援する機会を増やします。		
	新	観戦を通じた健康増進とスポーツに触れる機会の創出【再掲】		…アマチュア大会の観戦など、スポーツ施設へ足を運ぶ町民を増やす環境づくりに努めます。		
【実践する】		キッズバイクレースの開催		…子どものうちから自転車にふれあえるキッズバイクレースを開催します。その際に大人も自転車に触れ合える機会をつくれます。		

視点	新規	取組内容	取組イメージ
【交流する】		トップアスリート等との交流 機会の拡充【再掲】	…富士山国際ヒルクライム等の大会や講演、スポーツ教室などを通じてトップアスリートやプロスポーツ選手との交流機会を拡充します。
		富士マラソンフェスタへの有名選手の招待	…富士マラソンフェスタに有名選手を招待し、参加選手の増加と交流を図ります。
	新	町外のスポーツ団体との交流 機会の創出	…町内でスポーツ合宿をする団体と町内のスポーツ団体との交流機会を創出します。
	新	町外のスポーツ団体との交流 による選手の育成	…町内でスポーツ合宿をする団体との試合や練習試合により、競技力の向上を図ります。
【支える】		選手・団体の育成支援の充実	…選手・団体の育成支援を体協や各種団体と協働し、支援メニューの充実を図ります。
		各種補助金等による支援の継続	…各種補助金等によるスポーツ団体等の活動への支援を継続します。
	新	スポーツ留学・遠征への助成 【再掲】	…国外に留学・遠征し、自己のスキルアップを目指す者に対して費用の一部を助成します。



## スポーツへの多様な機会の充実

- 本町では、体協と連携し町民スポーツ祭、町民体育大会、駅伝大会、富士マラソンフェスタなどの大会や、各種スポーツ教室を実施しています。普段スポーツに親しんでいない町民にとっては参加するきっかけづくりが必要です。
- そこで、スポーツ観戦を通じて、スポーツ活動に参加する機会を充実させることが求められています。
- すべての町民が身近な場所でスポーツ活動に参加できるよう、各地区のスポーツ活動を推進するとともに、町内のスポーツ団体が町内外の団体とも交流を深められるよう、情報共有や情報発信の支援、助成要綱の作成、スポーツ観戦の機会の提供などでスポーツ活動に参加する多様な機会を充実します。

数値目標		令和3年度	令和7年度			
スポーツ活動に参加する機会の充実に対する町の取組の満足度（満足、やや満足と答えた方）		9.0%	20.0%			
推進項目		町	町民等	地域	団体	事業者
①スポーツ交流による助成金の整備		○				
②スポーツ交流の機会の提供		○	○	○	○	○
③各地区のスポーツ活動の推進		○	○	○		
視点	新規	取組内容		取組イメージ		
【観る】		プロスポーツの試合の誘致 【再掲】		…プロスポーツの試合を町民の身近な場所で観戦できるようにします。		
		町内出身選手の応援【再掲】		…町内出身選手が出場する試合について広報することで、町民が観戦し応援する機会を増やします。		
	新	観戦を通じた健康増進とスポーツに触れる機会の創出【再掲】		…アマチュア大会の観戦など、スポーツ施設へ足を運ぶ町民を増やす環境づくりに努めます。		
【実践する】		キッズバイクレースの開催 【再掲】		…子どものうちから自転車にふれあえるキッズバイクレースを開催します。その際に大人も自転車に触れ合える機会をつくります。		
		スポーツ少年団同士の交流の推進		…スポーツを通して同年代の仲間との友情と親睦を深めるためスポーツ少年団交流大会を継続します。		
	新	ウォーキングの促進【再掲】		…道路上の距離表示やスマートフォンアプリを活用し、ウォーキングを促進します。		

視点	新規	取組内容	取組イメージ
【交流する】		トップアスリート等との交流機会の拡充【再掲】	…富士山国際ヒルクライム等の大会や講演、スポーツ教室などを通じてトップアスリートやプロスポーツ選手との交流機会を拡充します。
		多世代や各団体が交流できるスポーツイベントの開催【再掲】	…ウォーキングや体操、ゆるスポーツ、小山町ふれスポ祭など多世代が交流しやすいイベントを開催します。
	新	町外のスポーツ団体との交流機会の創出【再掲】	…町内でスポーツ合宿をする団体と町内のスポーツ団体との交流機会を創出します。
	新	町外のスポーツ団体との交流による選手の育成【再掲】	…町内でスポーツ合宿をする団体との試合や練習試合により、競技力の向上を図ります。
【発信する】		本町関連選手の情報発信	…スポーツに関心を持ってもらう人を増やすため、本町にゆかりのあるスポーツ選手等に関する情報を発信します。
【創る】	新	スポーツ情報バンクの創設【再掲】	…町内のスポーツ実施内容や場所、時間、指導者等について情報を集め発信することで、自分にあった楽しいスポーツを見つけやすくします。
【支える】		各地区体育・スポーツ行事への支援	…各地区体育・スポーツ振興会の活動を継続していくための運営を支援します。
	新	スポーツ留学・遠征への助成【再掲】	…国外に留学・遠征し、自己のスキルアップを目指す者に対して費用の一部を助成します。



## スポーツ施設の整備・活用

- アンケート調査結果では、「スポーツ施設の整備及び活用」は、満足度は低く、重要度が高くなっており、改善すべき課題となっています。
- そこで、オリンピック・パラリンピックレガシーを含むスポーツ施設や公園等の改修整備を進めるとともに、スポーツ施設を有効活用し、スポーツ合宿等による町外団体の利用促進やスポーツ団体の交流の促進を図ります。
- また、ゴルフ場やレース場など関連施設による交流人口の増加を進めながら、スポーツツーリズムを推進します。

数値目標		令和3年度	令和7年度			
スポーツ施設の整備及び活用についての取組の満足度 (満足、やや満足と答えた方)		13.5%	30.0%			
推進項目		町	町民等	地域	団体	事業者
①スポーツ施設の有効活用・スポーツ交流人口の拡大		○	○	○	○	○
②スポーツ施設の整備・改修の推進		○				
③スポーツ合宿による誘客		○			○	○
④公園・広場等の整備・提供		○				
視点	新規	取組内容		取組イメージ		
【交流する】		スポーツ合宿等の会場としての活用		…スポーツ合宿の練習場として町内体育施設の有効活用を模索します。		
		スポーツ施設を活用した町内外のスポーツ団体の交流促進		…スポーツ施設を活用した町内外のスポーツ団体の試合や練習による交流の促進を図ります。		
		町内特有のスポーツ施設を活用したツーリズムの推進		…ゴルフ場やレース場などを活用したイベントや合宿といったスポーツツーリズムを推進します。		
	新	宿泊場所とスポーツ施設を組み合わせた誘客		…交流人口の増加を進めながら、スポーツツーリズムを推進します。		
【支える】		サイクル関連施設のサービスの拡充		…サイクリストを迎え入れる施設のサービスを拡充します。		
	新	スポーツ施設等の整備・改善		…スポーツ施設や公園等の改修を行うほか、新たな施設の整備を検討します。		
	新	マウンテンバイクコースの整備		…自転車活用推進計画に基づき、自転車関係者と連携し、マウンテンバイクコースを開拓、整備します。		
	新	ウォーキング・ランニングコースの整備		…施設の改修や町内の地域資源をつなぐコースの距離表示を整備します。		
	新	サイクリングコースの整備		…オリンピック・パラリンピックレガシーを活かしたサイクリングコースを整備します。		

## 《視点別取組一覧表》

視点	施策
観る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロスポーツの試合の誘致</li> <li>・町内出身選手の応援</li> <li>・観戦を通じた健康増進とスポーツに触れる機会の創出</li> </ul>
実践する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種体操の参加機会の拡充</li> <li>・サイクルスポーツの振興等による健康づくり</li> <li>・クアオルト®健康ウォーキングの推進</li> <li>・高齢者向けスポーツ教室等の実施</li> <li>・親子向けスポーツイベント等の継続</li> <li>・おやま健康マイレージを活用した運動習慣の向上</li> <li>・職場におけるスポーツの普及促進</li> <li>・ウォーキングの促進</li> <li>・子ども向けスポーツ教室の実施</li> <li>・障がい者スポーツを楽しめるイベントの開催</li> <li>・スポーツ教室後のスポーツ継続支援</li> <li>・健康増進を兼ねたスポーツイベントの開催</li> <li>・マスターズスポーツの推進</li> <li>・町内駅伝大会の継続</li> <li>・幅広い競技種目の選手の発掘・育成</li> <li>・キッズバイクレースの開催</li> <li>・スポーツ少年団同士の交流の推進</li> </ul>
交流する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップアスリート等との交流機会の拡充</li> <li>・多世代や各団体が交流できるスポーツイベントの開催</li> <li>・多彩なイベントにおけるスポーツ体験の機会の提供</li> <li>・他市町村のスポーツ団体との交流試合や練習への支援</li> <li>・町外のスポーツ団体との交流機会の創出</li> <li>・町外のスポーツ団体との交流による選手の育成</li> <li>・富士マラソンフェスタへの有名選手の招待</li> <li>・スポーツ合宿等の会場としての活用</li> <li>・スポーツ施設を活用した町内外のスポーツ団体の交流促進</li> <li>・町内特有のスポーツ施設を活用したツーリズムの推進</li> <li>・宿泊場所とスポーツ施設を組み合わせた誘客</li> </ul>
発信する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ少年団への加入促進支援</li> <li>・町民への障がい者スポーツに関する情報提供</li> <li>・障がい者スポーツに関する講座の開催</li> <li>・高齢者に適した情報発信</li> <li>・スポーツ推進委員活動の情報発信</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツボランティアに関する情報提供</li> <li>・本町関連選手の情報発信</li> </ul>
<b>創る</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ情報バンクの創設</li> <li>・ゆるスポーツの考案と普及</li> <li>・小山町版スポーツ人材バンクの創設</li> </ul>
<b>支える</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者スポーツを支える活動の情報提供</li> <li>・障がい者がスポーツに参加するための送迎支援</li> <li>・資格取得費補助制度の創設</li> <li>・スポーツ指導者への支援</li> <li>・地域スポーツ活動への講師派遣</li> <li>・インターンシップの指導機会の提供</li> <li>・スポーツ指導者のモラルの向上</li> <li>・スポーツボランティアの育成</li> <li>・小山町スポーツ大会出場奨励金の交付</li> <li>・優秀な成績を残した選手への顕彰</li> <li>・スポーツ留学・遠征への助成</li> <li>・学校部活動への指導者の派遣</li> <li>・競技用具や施設の整備</li> <li>・スポーツドクター・アスレティックトレーナー等の派遣</li> <li>・スポーツ医科学を活用した競技力の向上</li> <li>・体協を通じた選手・団体の育成支援の充実</li> <li>・各種補助金等による支援の継続</li> <li>・各地区体育・スポーツ行事への支援</li> <li>・スポーツ施設等の整備・改善</li> <li>・サイクル関連施設のサービスの拡充</li> <li>・マウンテンバイクコースの整備</li> <li>・ウォーキング・ランニングコースの整備</li> <li>・サイクリングコースの整備</li> </ul>

## 《推進項目別の主体一覧表》

基本 施策	推進項目	主体				
		町	町民等	地域	スポーツ 団体	事業者
1-1	①全町民へのスポーツ参加機会の提供	○	○	○	○	○
	②多世代間のスポーツ交流機会の提供	○	○	○	○	○
1-2	①子ども向けスポーツ教室等の実施	○	○	○	○	
	②スポーツ少年団への加入促進支援	○	○		○	
	③親子向け教室の実施	○	○	○	○	
1-3	①スポーツイベント等の充実	○	○	○	○	
	②身近なスポーツ体験等への支援	○	○	○	○	
1-4	①健康や運動に関する広報活動の推進	○	○	○		
	②運動習慣につながる機会づくり	○	○	○		
	③スポーツ教室・イベント等への実施	○	○	○	○	
2-1	①指導者の発掘と研修機会の拡充	○	○			○
	②スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の拡充	○	○	○		
2-2	①トップアスリート・競技者による指導機会の拡充	○	○		○	
	②優秀競技者などへの支援	○	○		○	
3-1	①国内外でのスポーツ交流	○	○			○
	②トップアスリートとの交流	○	○			○
	③競技団体等への支援	○			○	
3-2	①スポーツ交流による助成金の整備	○				
	②スポーツ交流の機会の提供	○	○	○	○	○
	③各地区のスポーツ活動の推進	○	○	○		
3-3	①スポーツ施設の有効活用・スポーツ交流人口の拡大	○	○	○	○	○
	②スポーツ施設の整備・改修の推進	○				
	③スポーツ合宿による誘客	○			○	○
	④公園・広場等の整備・提供	○				

## 《数値目標一覧表》

### ■第5次小山町総合計画〈スポーツ・レクリエーション〉における目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
「町民が気軽にスポーツを楽しめる環境が整っている」と回答する町民の割合	36%	50%以上	町民意識調査
「町民が主体的に健康づくりに取り組んでいる」と回答する町民の割合	44%	55%以上	町民意識調査

### ■本計画の施策ごとの数値目標

施策	数値目標	令和3年度	令和7年度
1-1	30代以上のスポーツ実施率 (週1日以上実施)	46.6%	60.0%
1-2	子どもの体力向上のための町の取組の満足度 (満足、やや満足と答えた方)	13.7%	30.0%
1-3	障がい者スポーツの参加・支援に対する町の取組の満足度 (満足、やや満足と答えた方)	7.7%	15.0%
1-4	60代以上のスポーツ実施率 (週1日以上実施)	57.1%	70.0%
2-1	スポーツ推進委員の認知度	27.8%	50.0%
2-2	小山町スポーツ大会出場奨励金交付件数 (過去8年分の実績)	84件	令和12年度 100件
3-1	選手・団体の育成支援に対する町の取組の満足度 (満足、やや満足と答えた方)	7.5%	20.0%
3-2	スポーツ活動に参加する機会の充実に対する町の取組の満足度 (満足、やや満足と答えた方)	9.0%	20.0%
3-3	スポーツ施設の整備及び活用についての取組の満足度 (満足、やや満足と答えた方)	13.5%	30.0%

## 第4章 推進体制

### 1 各主体の役割

本計画に位置付けた施策を着実に推進していくためには、町民等、地域、スポーツ団体、事業者及び町がスポーツ推進の重要性を認識し、互いに連携・協働しながら、自主的・主体的な取り組みを図っていかねばなりません。そのために、各主体がそれぞれの役割と責務を果たす必要があります。

小山町スポーツ振興条例第4条から8条では、以下のように定めています。

- 町の責務…………… スポーツの振興に関し、町の特性に応じた施策を実施します。町民等が参加しやすい環境を整備し、多世代及びスポーツ団体が交流する機会を支援するものとする。
- 町民等の役割…………… 自主的かつ主体的な、スポーツ活動を通じて、スポーツの振興を図り、自らの体力の向上及び健康の保持増進に取り組むとともに、スポーツ活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
- 地域の役割…………… スポーツ活動を通じて、運動習慣の向上、健康の保持増進及び地域の活性化に努めるものとする。
- スポーツ団体の役割…………… 心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツ活動の推進に主体的に取り組むとともに、スポーツ活動に対する町民等の関心及び理解を深め、町民等のスポーツ活動への参加を推進するよう努めるものとする。
- 事業者の役割…………… 地域社会を構成する一員として、その保有する資源を活用し、地域のスポーツの振興に資する取り組みを行うよう努めるものとする。

### 2 計画の推進体制

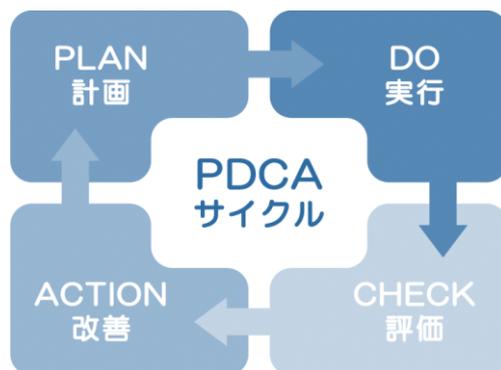
本計画は、町、町民、地域、スポーツ団体、事業者などの各主体が、連携・協働しながら推進します。

また、本計画に位置付けた取組を着実に進めていくために、きっかけづくりに主眼をおいたプログラムを検討しながら、スポーツ活動の推進に努めます。推進にあたっては、観光、まちづくり、福祉、産業その他関連分野の関係部署との連携・調整を図りながら、取り組みを進めます。

### 3 進行管理

施策の進行管理にあたっては、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) のPDCAサイクルにより適切に行い、毎年「スポーツ振興審議会」において、取組の進捗状況を確認します。

また、町民のニーズなどの変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行い、本計画の最終年度（次期計画の見直し時）には、評価と検証を行います。



### 4 小山町スポーツ振興審議会

小山町スポーツ振興審議会（以下「審議会」という）は、学識経験者、各種団体の代表者又は推薦者、関係行政機関の職員で構成する審議会であり、本計画の策定、進捗、推進に関すること、その他スポーツ振興に関することについて審議しています。

#### （1）設置根拠

審議会は、スポーツ基本法第 31 条及び小山町スポーツ振興条例第 14 条の規定に基づき、本町のスポーツの振興を図るために設置されています。

#### （2）委員構成等

委員は下記のうちから教育委員会が町長の意見を聞いて任命し、又は委嘱します。

- ・学識経験者
- ・各種団体の代表者又は推薦者
- ・関係行政機関の職員

#### （3）任期

任期は 2 年とします。（再任可）

# 参考資料

## 1 アンケート調査結果

- 調査対象地域 小山町全域
- 調査対象者 小山町民の男女 1,000 人
- 調査対象 18 歳以上より無作為抽出
- 調査期間 令和 3 年 8 月 21 日（土）～ 9 月 8 日（水）
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 配布数 1,000 件
- 回収数・回収率 回収数 370 件（回収率 37.0%）

### （1）町民アンケート（抜粋）

#### <調査概要>

#### <回答者の属性>

##### ■性別

	男性	女性	その他	回答しない	無回答	合計
回答数	174	193	0	2	1	370
割合	47.0%	52.2%	0.0%	0.5%	0.3%	100.0%

##### ■年齢

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	無回答	合計
回答数	6	30	31	63	65	90	83	1	1	370
割合	1.6%	8.1%	8.4%	17.0%	17.6%	24.3%	22.4%	0.3%	0.3%	100.0%

##### ■お住まいの地区

	成美地区	明倫地区	足柄地区	北郷地区	須走地区	無回答	合計
回答数	72	56	40	118	82	2	370
割合	19.5%	15.1%	10.8%	31.9%	22.2%	0.5%	100.0%

##### ■あなたはこのところ健康だと思いますか

	健康である	どちらかといえば健康である	どちらかといえば健康でない	健康でない	わからない	合計
回答数	123	193	36	12	6	370
割合	33.3%	52.1%	9.7%	3.2%	1.6%	100.0%

<調査結果の抜粋>

■過去の振り返ってあなたのスポーツの実施程度を教えてください。

	小学生	中学生	高校生	大学・短大 ・各種学校	10代 (学生でない)
週に5日以上	43.6%	66.8%	41.7%	13.3%	12.2%
週に3日以上	28.2%	16.4%	20.1%	9.5%	8.8%
週に1～2日	12.4%	7.8%	19.3%	28.5%	21.8%
週に1日未満	3.9%	3.0%	7.2%	24.1%	26.5%
しない	2.7%	2.6%	10.2%	23.4%	28.6%
わからない	9.3%	3.4%	1.5%	1.3%	2.0%
回答者数	259	268	264	158	147

	20代 (学生でない)	30代	40代	50代	60代以降
週に5日以上	8.8%	8.0%	7.4%	6.9%	8.7%
週に3日以上	11.2%	12.9%	13.7%	12.5%	17.4%
週に1～2日	26.0%	25.0%	20.6%	21.9%	30.9%
週に1日未満	29.8%	23.7%	21.1%	19.4%	12.8%
しない	22.8%	28.1%	35.8%	37.5%	28.9%
わからない	1.4%	2.2%	1.5%	1.9%	1.3%
回答者数	215	224	204	160	149

- 「週に5日以上」が中学生で66.8%と最も多く、次いで「小学生」の43.6%となっています。
- 「しない」が50代で37.5%と最も多く、次いで「40代」の35.8%となっています。
- 中学生をピークに50代までスポーツの実施程度が減少していますが、60代以降は50代よりもスポーツの実施程度が増加しています。

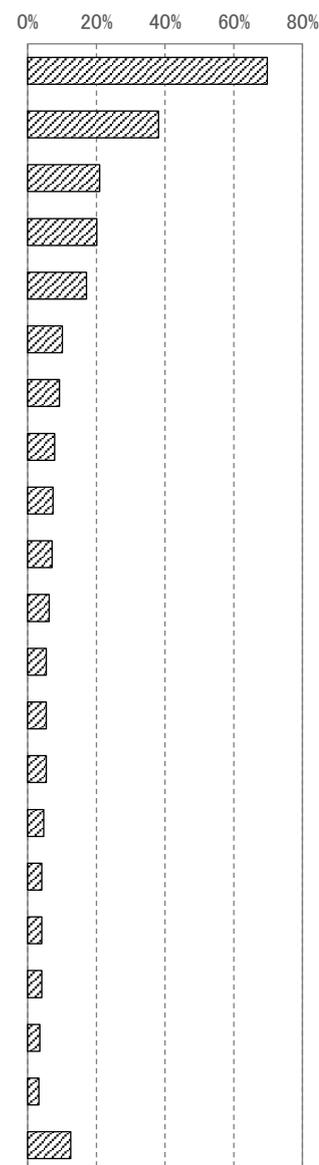
■あなたの現在のスポーツの実施程度を教えてください。

	30代	40代	50代	60代以上	(30代以上)
週に5日以上	6.9%	5.2%	6.5%	8.8%	7.4%
週に3日以上	6.9%	10.3%	6.5%	17.7%	12.8%
週に1～2日	20.7%	25.9%	19.4%	30.6%	26.4%
週に1日未満	37.9%	19.0%	24.2%	12.9%	18.9%
しない	24.1%	39.7%	43.5%	28.6%	33.4%
わからない	3.4%	0.0%	0.0%	1.4%	1.0%
回答者数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■この1年間に行ったスポーツを全部あげてください。

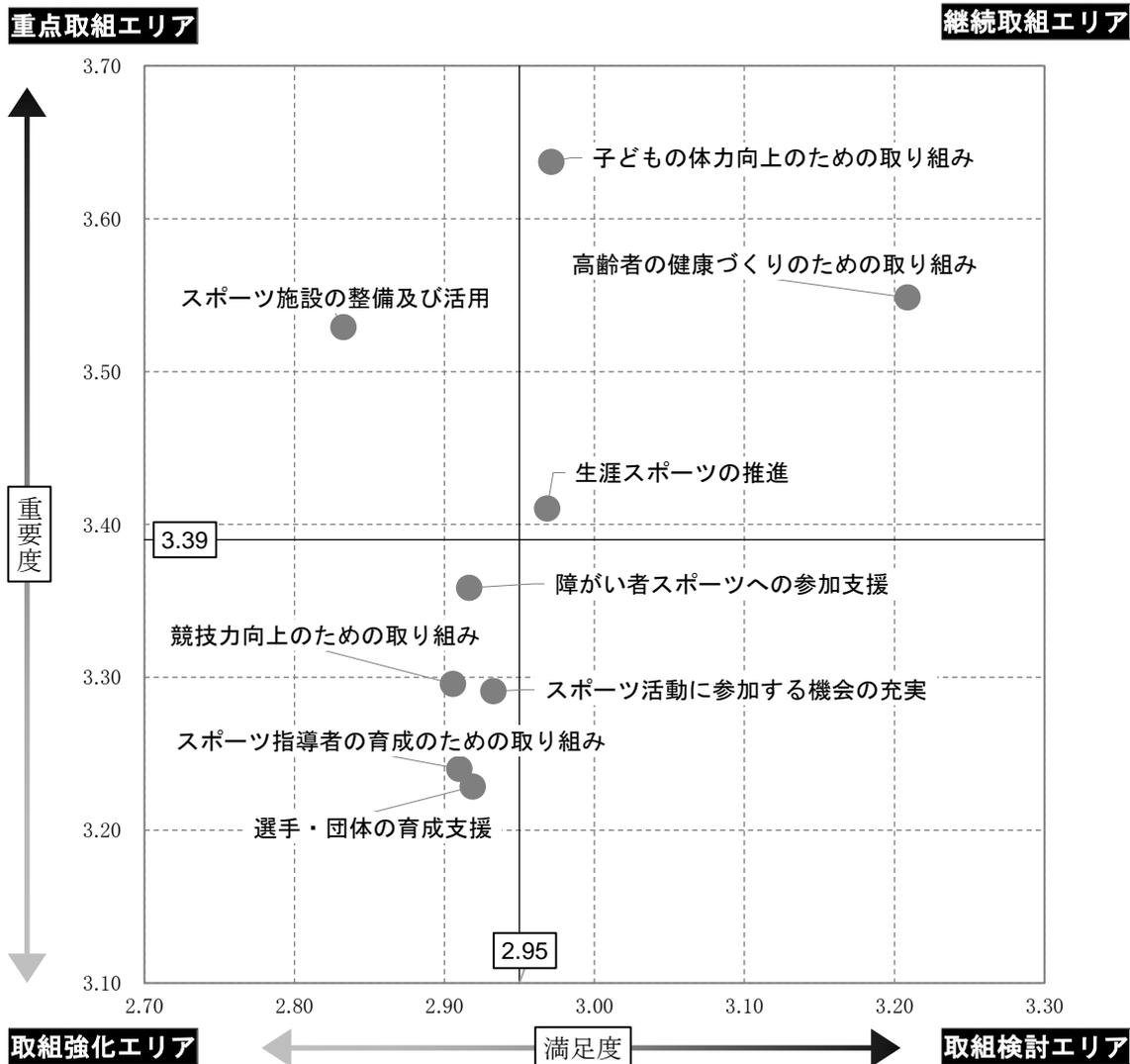
上位 20 位を抜粋

項目 (MA, n=367)	回答数	割合
ウォーキング	256	69.8%
体操	140	38.1%
ランニング	77	21.0%
トレーニング	74	20.2%
階段昇降	63	17.2%
ゴルフ(練習場・シミュレーションゴルフ)	37	10.1%
ゴルフ(コースでのラウンド)	34	9.3%
自転車	29	7.9%
縄跳び	27	7.4%
キャッチボール	26	7.1%
釣り	23	6.3%
エアロビクス・ヨガ・バレエ・ピラティス	20	5.4%
バドミントン	20	5.4%
登山・トレッキング・トレイルランニング・ロッククライミング	20	5.4%
ダンス	17	4.6%
卓球	15	4.1%
グラウンドゴルフ・パークゴルフ・パターゴルフ等	15	4.1%
ボウリング	15	4.1%
スキー	13	3.5%
キャンプ・オートキャンプ	12	3.3%
この1年間スポーツはしなかった	46	12.5%
<b>回答者数(無回答除く)</b>	367	
無回答	3	



○「ウォーキング」が69.8%と最も多く、次いで「体操」の38.1%、「ランニング」の21.0%となっています。

■町の取組に対する満足度・重要度



- 「生涯スポーツの推進」、「子どもの体力向上のための取組み」と「高齢者の健康づくりのための取組み」が継続取組エリアに属しています。
- 「スポーツ施設の整備及び活用」が重点取組エリアに属しています。
- 満足度・重要度ともに平均値を下回る取組強化エリアには、「スポーツ指導者の育成のための取組み」、「競技力向上のための取組み」、「選手・団体の育成支援」、「スポーツ活動に参加する機会の充実」と「障がい者スポーツへの参加支援」が属しています。

〈ポートフォリオ分析※の方法〉

- 町の9つの取組について、満足度・重要度の回答に対して5段階のウエイトをかけスコア化、その平均値(加重平均値)を2次元のグラフにプロットして散布図を作成しています
- 軸の交点に全取組の満足度の平均値(X軸)と重要度の平均値(Y軸)をとり、散布図を以下の4つの象限(エリア)に区分することにより、今後の取組の方向性を分析します

**継続取組エリア** 継続して実施する必要がある取組

**重点取組エリア** 今後の重点課題として、検討が必要な取組

**取組検討エリア** これまでの取組が充実した結果、満足度は高くなったものが含まれていると考えられる取組。ただし、取組が過剰になっていないか、検討が必要

**取組強化エリア** 満足度も重要度も低いため、廃止もしくは実施方法の見直しが必要な取組

## (2) スポーツ振興施策アンケート

- 調査対象 町内で活動する団体（体育協会加盟団体を中心に 18 団体を抽出）
- 調査期間 令和 3 年 9 月 2 日（木）～ 9 月 13 日（月）
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 配布数 18 件
- 回収数・回収率 回収数 9 件（回収率 50.0%）

### <調査概要>

### <調査結果の抜粋>

- 活動において困っていること、課題等をお聞かせください。

<b>施設に関する課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の修繕（大規模）が課題</li> <li>・小山球場の予約がチームとして取れない</li> <li>・他の競技団体との兼ね合いで、練習会場や、大会会場が取りづらい</li> </ul>
<b>参加者募集に関する課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生：参加者が 2020 年 4 月、5 月の体育館休館以来、減少している。</li> <li>・生徒の入会の課題</li> <li>・登山者の高齢化に伴い、若年層会員の割合が減少しているため、若い人の入会を懇望している。</li> <li>・せっかく小学校でバドミントンに興味を持っても、中学校にはバドミントン部がないので、やりたくてもやれない子供がいる。</li> <li>・チームスポーツの競技離れがあり、選手が思ったほど集まらない</li> <li>・人の減少               <ul style="list-style-type: none"> <li>④スポーツ少年団の団員数の減少が課題である。</li> <li>⑤町スポ祭において、各地区から参加できない種目があり、8 種目中 4 種目となってきている。集客が難しすぎ、また町民のみの活動は無理である。</li> <li>⑥各（団体名）事業において、加盟協会・連盟の主要者及び活動者が町外の人が多く、各団体は、御殿場支部小山地区が現実になって活動を何とか保っている現状であり、活動者が減少傾向にある。</li> </ul> </li> </ul>
<b>費用に関する課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートボール者への減少（各種スポーツの増加）及び（協会加入経費）</li> <li>・県協会加入の取り止め（県登録料等人当 1500 円審判資格取得費等）</li> <li>・選手育成・指導者の為の遠征費用の確保が課題</li> <li>・資金力（助成金）の不足               <ul style="list-style-type: none"> <li>④市町駅伝→助成金は第 13 回（2013）からほぼ同額（ユニフォーム新調年除く）であり、年々の物価上昇の不足分が生じてご祝儀に頼る会計である。（第 12 回以前は金額承知していない）</li> <li>新人が多い年は、ユニフォーム新調が多く、不足が見込まれる場合は、祝儀を強請る現状である。また、監督等の謝金は規定旅費にも満たない額であり、是正を必要とする。経費節約は限界超過である。</li> <li>⑤富士マラソンフェスタについても参加者は減少したため、収支赤から脱出できていない。再度の参加費見直し、計測会社との業務費用減額を図る等の収支改善を求められている。</li> </ul> </li> </ul>
<b>指導者に関する課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者の確保の課題</li> <li>・リーダーの高齢化による、若手リーダーの育成が急務</li> <li>・指導者等の人材を見つけれない。協会連盟でも個人の情熱で活動しているようだ。</li> </ul>

## 2 法令、計画等

### (1) スポーツ基本法（抜粋）

平成二十三年法律第七十八号

○スポーツ基本法

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵かん養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

##### (基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自立的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

## (2) 小山町スポーツ振興条例

令和3年3月22日条例第6号

○小山町スポーツ振興条例

### (目的)

第1条 この条例は、本町におけるスポーツの振興についての基本理念を定め、スポーツの振興に関する施策（以下「スポーツ振興施策」という。）の基本となる事項を明らかにすることにより、町と町民等が相互に連携協力を図り、地域でのスポーツを振興するとともに、町民の心身の健全な発達及び明るく豊かな町民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に居住する者、町内に通勤し、又は通学する者及び町内でスポーツ活動を行う者をいう。
- (2) 地域 町内において社会関係上のつながりを有する範囲をいう。
- (3) スポーツ団体 スポーツ活動を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行う全ての者をいう。

### (基本理念)

第3条 スポーツの振興に当たっては、町民等、地域、スポーツ団体、事業者及び町が協働して進めなければならない。

2 スポーツの振興に当たっては、町民等一人ひとりが自らの健康状態を自覚し、スポーツ活動を通して、健康の保持増進に努めなければならない。

3 スポーツの振興に当たっては、全ての町民等が生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができる機会が確保されなければならない。

4 スポーツの振興に当たっては、スポーツ活動を通じ、スポーツ交流人口の拡大及び地域の活性化が図られなければならない。

### (町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツの振興に関し、町の特性に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 町は、町民等が参画しやすい環境を整備し、多世代及びスポーツ団体が交流する機会を支援するものとする。

### (町民等の役割)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的な、スポーツ活動を通じて、スポーツの振興を図り、自らの体力の向上及び健康の保持増進に取り組むとともに、スポーツ活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

### (地域の役割)

第6条 地域は、基本理念にのっとり、スポーツ活動を通じて、運動習慣の向上、健康の保持増進及び地域の活性化に努めるものとする。

### (スポーツ団体の役割)

第7条 スポーツ団体は、基本理念にのっとり、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツ活動の推進に主体的に取り組むとともに、スポーツ活動に対する町民等の関心及び理解を深め、町民等のスポーツ活動への参加を推進するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、その保有する資源を活用し、地域のスポーツの振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

### (基本計画)

第9条 町は、スポーツ振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小山町スポーツ振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) スポーツの振興に関する基本方針
- (2) スポーツの振興に関する目標
- (3) スポーツ振興施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ振興施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 町長は、基本計画を定めるに当たっては、町民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(生涯スポーツの推進)

第10条 町は、全ての町民等が生涯にわたって、体力、年齢、技術等にあったスポーツを継続的に親しみ、健やかに過ごすことができるようにするため、スポーツに参加する機会、スポーツに関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 町は、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、町民等、地域、スポーツ団体及び事業者と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

3 町は、障害者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に安心して参加できるよう、スポーツに参加する機会の提供その他障害者のスポーツ活動を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

4 町は、高齢者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に安心して参加できるよう、スポーツに参加する機会の提供その他高齢者のスポーツ活動を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(指導者の養成)

第11条 町は、地域におけるスポーツ指導の充実、優秀なスポーツ選手の育成及びスポーツ事故の防止を図るため、スポーツ団体と連携し、スポーツの指導者の養成、その資質を向上させる講習会等の開催その他必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ施設の整備)

第12条 町は、町民等が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、スポーツの競技水準の向上を図るため、スポーツ施設の整備に努めるものとする。

2 町は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、利用者の実態に応じるとともに、町民等が安心して利用できるようスポーツ施設の維持管理に努めるものとする。

(スポーツ選手の育成)

第13条 町は、スポーツの競技力の向上を図るため、スポーツ団体と連携して、選手を育成するための必要な措置を講ずるものとする。

(審議会)

第14条 スポーツの振興を図るため、小山町スポーツ振興審議会を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

(顕彰及び助成)

第15条 町長は、スポーツ大会等において優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の顕彰を行うものとする。

2 町長は、スポーツの振興に寄与すると認められる者に対して、助成を行うことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(施行期日)

2 この条例は、公布の日から施行する。

### (3) 小山町スポーツ振興審議会規則

#### ○小山町スポーツ振興審議会規則

令和3年6月11日  
規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第10条及び小山町スポーツ振興条例(令和3年小山町条例第6号。以下「振興条例」という。)第14条の規定に基づき、小山町スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の事項について、小山町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の求めに応じ調査審議する。

(1) 法第10条第1項及び振興条例第9条の規定による小山町スポーツ振興基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に関すること。

(2) 基本計画の進捗や推進に関すること。

(3) その他スポーツの振興に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、20人以内とする。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が町長の意見を聴いて任命し、又は委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体の代表者又は推薦者

(3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要あると認めるときは、審議会の会議の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 審議会は、必要あると認めるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会において定める課で処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の開催及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(4) 小山町スポーツ振興審議会名簿

役職	氏名	所属等
会長	室伏 武	小山町体育協会
副会長	高橋 正彦	教育長
委員	大森 康弘	副町長
委員	湯山 伸彦	教育委員
委員	本田 章	校長会代表
委員	岩田 大輔	小山町スポーツ推進委員
委員	高杉 順子	小山町スポーツ推進委員
委員	多田 良行	小山町社会体育振興連絡会
委員	室伏 智生	小山町スポーツ少年団本部
委員	五十井 真琴	社会福祉協議会
委員	豊田 俊介	小山町観光協会
委員	齋藤 広人	小山町商工会
委員	井田 伸太郎	小山町シニアクラブ連合会
委員	勝又 行雄	元中学校教員
委員	高村 良文	経済産業部長
委員	渡邊 啓貢	住民福祉部長
委員	長田 忠典	教育次長
行政アドバイザー	吉野 雅仁	(株)アールビーズ

### 第3章 文化の薫るまち【教育・文化・スポーツ】

#### 3-4 スポーツ・レクリエーション活動の振興 〈スポーツ・レクリエーション〉

町民が運動習慣を身につけ、心身ともに健康になることを目的とします



#### ■現状と課題

近年、健康増進や体力づくりの目的だけでなく、余暇活動の一環としてスポーツを楽しむ人も増えてきており、その意識の高まりとともに、日常生活におけるスポーツの果たす役割はとて大きくなくなってきていると言えます。また、健康の保持増進や社交の場として、いつでも・どこでも・だれでも親しめる「生涯スポーツ」への注目も高まっています。

スポーツ・レクリエーションを通じて、町民の心身が健康になり、安らかな生活を送ることができるようになるとともに、地域の一体感や活力の向上につながっていくことが期待されます。さらには、健康寿命の延伸も望めます。

そのためにも、小山町スポーツ振興条例に基づき、誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりとともに、スポーツツーリズムの推進が求められています。

#### ■目標（指標）

指標名	現状値 (計画策定時)	目標値 (R7)	指標の説明
「町民が気軽にスポーツを楽しめる環境が整っている」と回答する町民の割合	36%	50%以上	町民意識調査
「町民が主体的に健康づくりに取り組んでいる」と回答する町民の割合	44%	55%以上	町民意識調査

#### ■施策の方向（主な取組）

##### (1) 運動やスポーツを通じた健康の保持増進

- ①生涯スポーツの推進  
全ての町民がスポーツへの参加及び観戦する機会の提供とスポーツ交流の充実を図ります。
- ②子どもの体力向上及びスポーツ活動の推進  
町体育協会やスポーツ少年団等各種団体と連携し、子どもや親子を対象としたスポーツ教室の充実を図ります。
- ③障害者スポーツの推進  
障がい者を対象としたスポーツイベントの充実を図るとともに広域的スポーツ大会等への参加支援を行います。
- ④高齢者の健康づくりの推進  
高齢者を対象としたスポーツイベントの充実を図るとともに運動習慣に繋がる機会の充実に努めます。

## (2) スポーツ活動を支える活動づくり

### ①指導者の育成

指導者の発掘と研修機会を拡充し、地域スポーツ活動の充実を図ります。

### ②競技力の向上

トップアスリート等による指導機会を充実させるとともに優秀競技者への支援、周知を図ります。

## (3) スポーツ活動を楽しむ環境づくり

### ①選手・団体の育成支援

国内外でのスポーツ交流やトップアスリートとの交流を行い、選手や団体の育成を図るとともに、体育協会等スポーツ団体への支援を行います。

### ②スポーツ活動に参加する多様な機会の充実

スポーツ交流の機会の充実を図るとともに各地区のスポーツ活動を支援します。

### ③スポーツ施設の整備・活用

スポーツ施設の整備、改修等を計画的に実施し、スポーツによる交流人口拡大に向けたスポーツツーリズムを推進します。

### 町民・事業者の主な協働イメージ

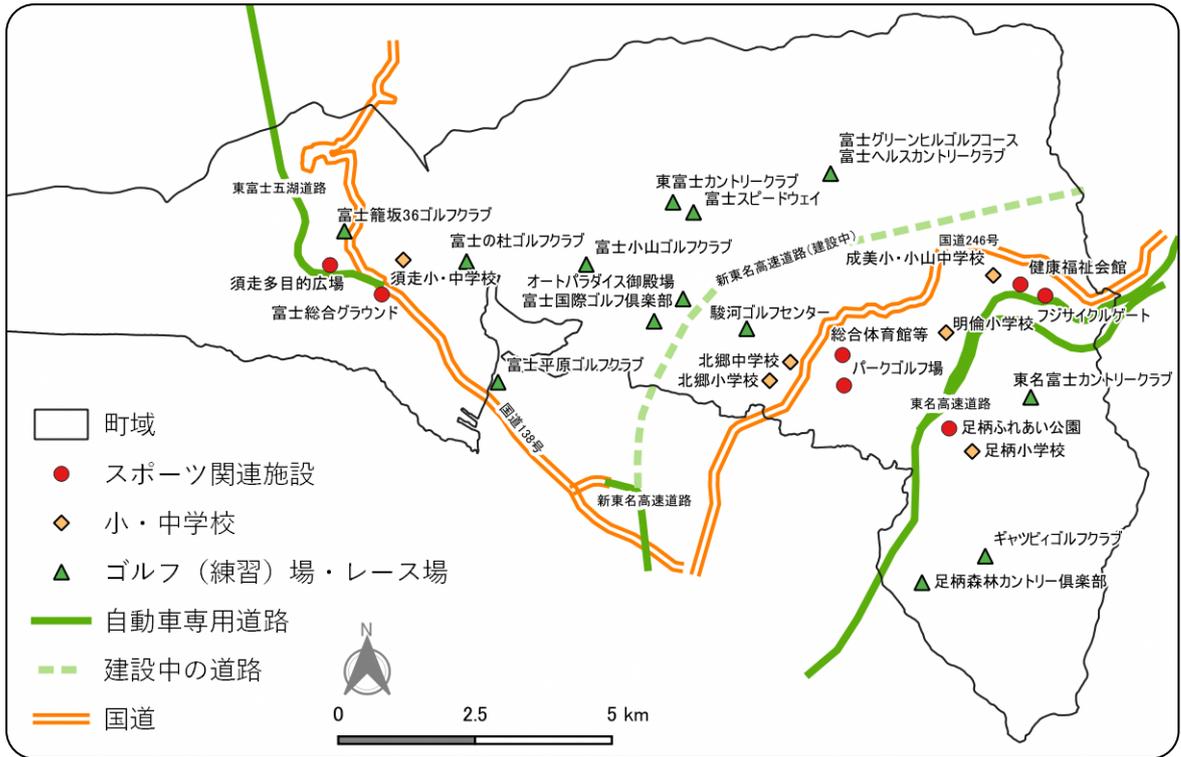
- NPO法人小山町体育協会、指定管理者との協働により、スポーツ大会などの誘致・拡充及びスポーツ人材の育成に取り組みます。
- 地区体育・スポーツ振興会と連携し、スポーツ大会を開催します。
- 事業者も労働者の健康づくりに積極的に取り組みます。

### 3 小山町のスポーツ関連施設

町には以下のようなスポーツ関連施設があります。

区分	施設名	場所
スポーツ 関連施設	総合体育館（トレーニング室含む）	阿多野 125
	多目的広場	吉久保 40-1
	小山球場	阿多野 35
	小山道場	吉久保 5-1
	弓道場	阿多野 136-8
	パークゴルフ場	吉久保 238
	健康福祉会館 リラクゼーションスタジオ	小山 75-7
	須走多目的広場	須走地内（道の駅すばしりの西側）
	富士総合グラウンド	須走地内 （陸上自衛隊富士学校の正門東側）
	足柄ふれあい公園	竹之下 2481-3 他
	（仮称）小山町駿河小山駅前交流センター 「フジサイクルゲート」	小山 599-5
	小山中学校（夜間照明施設）	藤曲 144-10
	北郷中学校（夜間照明施設）	用沢 351-2
須走小学校（夜間照明施設）	須走 70-18	
ゴルフ場・ ゴルフ練習場	富士国際ゴルフ倶楽部	用沢 1442-23
	富士グリーンヒルゴルフコース 富士ヘルスカントリークラブ	上野 1492
	富士小山ゴルフクラブ	大御神 894-1
	東富士カントリークラブ	大御神 604-3
	東名富士カントリークラブ	竹之下 3417-1
	富士の杜ゴルフクラブ	須走 493
	ギャツビイゴルフクラブ	新柴 504-1
	富士箆坂 36 ゴルフクラブ	須走 121
	足柄森林カントリー倶楽部	桑木 658
	富士平原ゴルフクラブ	御殿場市水土野 300-1 （町内にコースあり）
	駿河ゴルフセンター	用沢 1315-1
レース場	富士スピードウェイ	中日向 694
	オートパラダイス御殿場	大御神 922-8

■スポーツ関連施設 位置図



## 4 用語解説

用語	解説	掲載頁
ゆるスポーツ	年齢・性別・運動能力に関わらず、誰もが楽しめる新スポーツのこと。全国各地でその土地の伝説や特産品などを活かした「ゆるスポーツ」が考案されている。	2
クアオルト®健康ウォーキング	クアオルト®健康ウォーキングとは、気候性地形療法と言われ、ドイツの運動療法の手法を用いたウォーキングのこと。負担のない心拍数を保ち、冷気や風、太陽光線などの気候を活用して、森や山の傾斜地を歩く。町内には、須走富士山眺望コースと足柄古道銚子ヶ淵コースがある。	6
SDGs (エスディージーズ)	Sustainable Development Goals の略。よりよい世界を目指すための持続可能な開発目標のこと。平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された。	15
おやま健康マイレージ	健康づくりやボランティア活動、催しなどへの参加でポイントが貯まるキャンペーンのこと。賞品獲得や特典が得られ、個人の健康増進と共に協賛・協力事業所の増加により社会の健康度も上げることが期待されている。	18
小山町ふれスポ祭	年齢や障がいを問わず、誰もが楽しめるスポーツ等を通して、健康の維持・増進を図るイベントのこと。令和 3 年 10 月に開催し好評を博した。	18
インターンシップ	学生が興味のある企業などで実際に働いたり、訪問したりする職業体験のこと。実際の業務や働く環境の体験を通じて、業務内容や働くことへの理解を深めることを目的としている。	23
スポーツドクター	スポーツ医学の研究、教育、普及活動を通して、スポーツ活動を医学的な立場からサポートする医師のこと。	25
アスレティックトレーナー	スポーツドクター及びコーチとの緊密な協力のもと、競技者の健康管理、外傷・障がい予防、スポーツ外傷・障がいの救急処置等にあたる指導者のこと。	25
スポーツ医科学	スポーツにおける競技力の向上やスポーツを通じた健康づくりのために必要なメディカル・フィットネス・スキル・メンタル・栄養等に関する研究や学問のこと。	25
ポートフォリオ分析	顧客満足度調査 (CS 調査) 等で用いられる分析手法の一つ。「満足度」と「重要度」を 2次元のグラフの中に配置することで、相関関係の見える化を図ることができる。	40



## 小山町スポーツ振興基本計画

---

発行：令和4年3月

編集：小山町教育委員会生涯学習課

〒410-1321 駿東郡小山町阿多野 130

電話 0550-76-5722

FAX 0550-76-5724

e-mail [shougai@fuji-oyama.jp](mailto:shougai@fuji-oyama.jp)